

文化財防災対策等検討委員会の設置について

文化財・生涯学習課

火災により県指定文化財等に大きな被害が生じたことを受け、本県における文化財の防火・防犯、防災対策等を検討するため、文化財防災対策等検討委員会を設置する。

1 設置

平成 29 年 9 月 25 日

2 検討項目

- (1) 文化財の防火、防犯対策に関する事
- (2) 文化財の防災対策に関する事
- (3) 学芸員等の協力体制に関する事
- (4) その他文化財の防災対策等のために検討が必要な事項に関する事

3 委員（6名）

氏名	役職等	備考
大澤 佳寿子	伊那市教育委員会生涯学習課主査	市町村担当者
笹本 正治	長野県立歴史館館長	博物館関係者
土本 俊和	長野県文化財保護審議会委員 信州大学学術研究院工学系教授	学識経験者
中野 亮一	長野県立歴史館学芸部文献史料課長	博物館関係者
原田 和彦	長野市立博物館学芸員	学芸員
巻山 圭一	長野県明科高等学校校長	学識経験者

(五十音順)

4 検討スケジュール（予定）

10月13日（金）	11月～12月	1月～2月	3月
検討委員会 （第1回）	検討委員会 （第2回） 中間報告	検討委員会 （第3回）	検討委員会 （第4回） 報告 （検討結果取りまとめ）

文化財防災対策等検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1 本県における文化財の防火・防犯、防災対策や災害時の対応すべき事項等を検討するため、「文化財防災対策等検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討項目)

第2 委員会は、次の各号に掲げる項目について検討するものとする。

- (1) 文化財の防火・防犯対策に関すること。
- (2) 文化財の防災対策に関すること。
- (3) 学芸員等の協力体制に関すること。
- (4) その他文化財の防災対策等のために検討が必要な項目に関すること。

(組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、組織する。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 学識経験者 | 2名 |
| (2) 市町村文化財保護行政担当者 | 1名 |
| (3) 博物館関係者 | 2名 |
| (4) 学芸員 | 1名 |

(任期)

第4 委員の任期は、就任の日から第7に規定する報告書が提出されるまでの期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、委員長が招集する。ただし、初回の会議は教育委員会が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会議の議事を主宰する。
- 3 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 会議は原則公開で行うものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮り非公開で行うことができる。

(報告)

第7 委員会は、第2による検討を終えた時は報告書を作成し、教育委員会に提出するものとする。

- 2 委員会は、第2による検討の途中で、中間報告が必要と認められる場合は、中間報告書を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(事務局)

第8 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財・生涯学習課が担当する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月25日から施行する。